

－確認書の提出手順－

【対象事業所】

○障害者総合支援法サービス

療養介護（病院）・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・障害者支援施設

※居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・就労定着支援・就労選択支援・自立生活援助・相談支援・共生型サービスは除く

○児童福祉法サービス

児童発達支援(センター含む)・医療型児童発達支援(診療所)・放課後等デイサービス

※居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援・共生型サービスは除く

【提出時期】

新規指定・更新指定・事業所の移転・従たる事業所の創設等の書類提出時に添付してください。

【確認書の作成】

(1) 相談窓口

室戸市消防本部 (0887-22-0014)
安芸市消防本部 (0887-34-1244)
南国市消防本部 (088-863-3511)
土佐市消防本部 (088-852-0001)
土佐清水市消防本部 (0880-82-8119)
香南市消防本部 (0887-55-4141)
香美市消防本部 (0887-53-4176)
高吾北広域町村事務組合消防本部 (0889-26-2111)
高幡消防組合消防本部 (0889-43-1272)
仁淀消防組合消防本部 (088-893-3221)
幡多中央消防組合消防本部 (0880-34-5881)
幡多西部消防組合消防本部 (0880-63-0119)
嶺北広域行政事務組合消防本部 (0887-76-2806)
中芸広域連合消防本部 (0887-38-2643)

- ・事前連絡を行ったうえで、運営規程や図面等を用いて相談してください。
- ・現地確認の日程調整を行ってください。

(2) 現地確認

消防本部に現地確認を行ってもらい、消防法令に適合している場合は確認印を押印してもらうよう依頼してください。

(3) 書類の提出

指定（更新）申請書又は変更届出書に確認書原本を添付し、障害福祉課へ提出してください。

【記載にあたっての注意事項】

- ・「事業所種別」 該当するサービス名称を記載（例：共同生活援助）
多機能型事業所はすべて記載してください。（例：生活介護、就労継続支援B型）
- ・「事業所住所」 主たる/従たる事業所、共同生活援助で複数住居を有する場合等は、併記や別紙によりすべての住所を表記してください。
- ・「担当者」「連絡先」 本確認書の問い合わせ先の担当者を記載してください。